

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

国民健康保険は現在、御坊市が保険者となって運営していますが、平成30年4月から、和歌山県も国民健康保険制度を担い、和歌山県と御坊市がともに保険者となり運営することとなります。

平成30年度からの和歌山県と御坊市の役割

財政運営の責任主体となり、
国民健康保険運営の中心的な役割を
担います。

- 市町村ごとの納付金の額を決定
- 国民健康保険の運営方針（県内の統一的な方針）を定め、市町村の事務の効率化や標準化、広域化を推進
- 給付に必要な費用は全額、市町村に交付
- 市町村が行った保険給付の点検や事後調整



被保険者と身近な関係の中、事業を
引き続き担います。

- 資格管理（保険証の発行）
- 保険税率の決定
- 保険給付の決定
- 保険税の賦課・徴収
- 保健事業

制度改正により変わること

今回の改正により、県単位で国保被保険者としての資格を管理することとなります。これにより、同一県内のほかの市町村に転居した場合でも資格は継続します。

ただし、資格は継続しますが、転居前の市町村での届出と保険証の返却、転居後の市町村で改めて保険証の交付を受ける手続きが必要になります



制度改正により変わらないこと

財政運営の仕組みは変わりますが、被保険者のみなさまの医療の受け方は変わりません。

保険税もこれまで通り御坊市に納めていただきます。

また、各種申請や届出などのこれまで通り御坊市の担当窓口で行うこととなります。

制度見直しにご理解・ご協力をねがいいたします。